

子ども・子育て支援新制度の概要とポイント

〈背景〉

- 社会保障制度の見直し ⇒ 全世代対応型へ(社会保障3経費→4経費)
消費税財源から0.7兆円を子ども・子育て支援に
すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援
- 少子化対策の推進 ⇒ 新制度+ワーク・ライフ・バランス(働き方の見直し)
- 幼児教育の一層の充実 ⇒ 子どもの貧困問題の克服
小学校以降の教育の基礎を培う
すべての幼児に質の高い幼児教育を提供

* 構造的背景: 少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、女性就労と非正規雇用の増加
(子ども環境の貧困化、経済的・地域的格差の拡大、保育需要の変化など)

〈理念〉

- 「子どもの最善の利益」 ⇒ 例外のない保育保障(質の高い幼児教育・保育)
- 子ども・子育て支援の充実 ⇒ 切れ目のない支援、親育ちの支援
- 子ども環境の再生・回復 ⇒ 地域子育て支援の充実、地域社会の活性化

〈主なポイント〉

○例外のない保育保障Ⅰ：保育需要の把握

⇒ 「保育の必要性・必要量」(保育需要)の把握
客観的な基準に基づき市町村が保育認定

○例外のない保育保障Ⅱ：保育供給の確保

⇒ 認可保育所、認定こども園、家庭的保育・小規模保育など多様な供給
保育所の認可制度の改善(供給過剰でない限り認可)
認定こども園制度の改善(より一体的な新幼保連携型認定こども園の創設)
利用者選択を重視した公的契約制(確実な保育費用と市町村の関与)

○子ども・子育て財源の一元化：子ども色の財源

⇒ 幼稚園、保育園、認定こども園に共通した施設型給付
家庭的保育、小規模保育、事業所内保育など新たな地域型保育給付

○地域子育て支援の充実：切れ目のない支援

⇒ 地域子ども・子育て支援事業(法定化された13事業を市町村が実施)
* 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブ事業など

○市町村が実施主体

⇒ 市町村子ども・子育て支援事業計画を策定(5年の計画期間)
市町村子ども・子育て会議の活用

〈その他の特徴〉

○認定こども園制度の改善:質の高い学校教育・保育・子育て支援の総合的な提供

- ⇒ 幼稚園機能と保育所機能を併せ持った総合施設(新しい幼保連携型認定こども園)
保護者の就労の有無にかかわらず利用できる(転園の必要がない、地域を分断しない)
地域の子育て家庭にも子育て支援を提供(育児相談、園庭解放、つどいの広場など)
既存の幼稚園や保育所から移行するケースが多い(幼稚園型、保育所型なども)

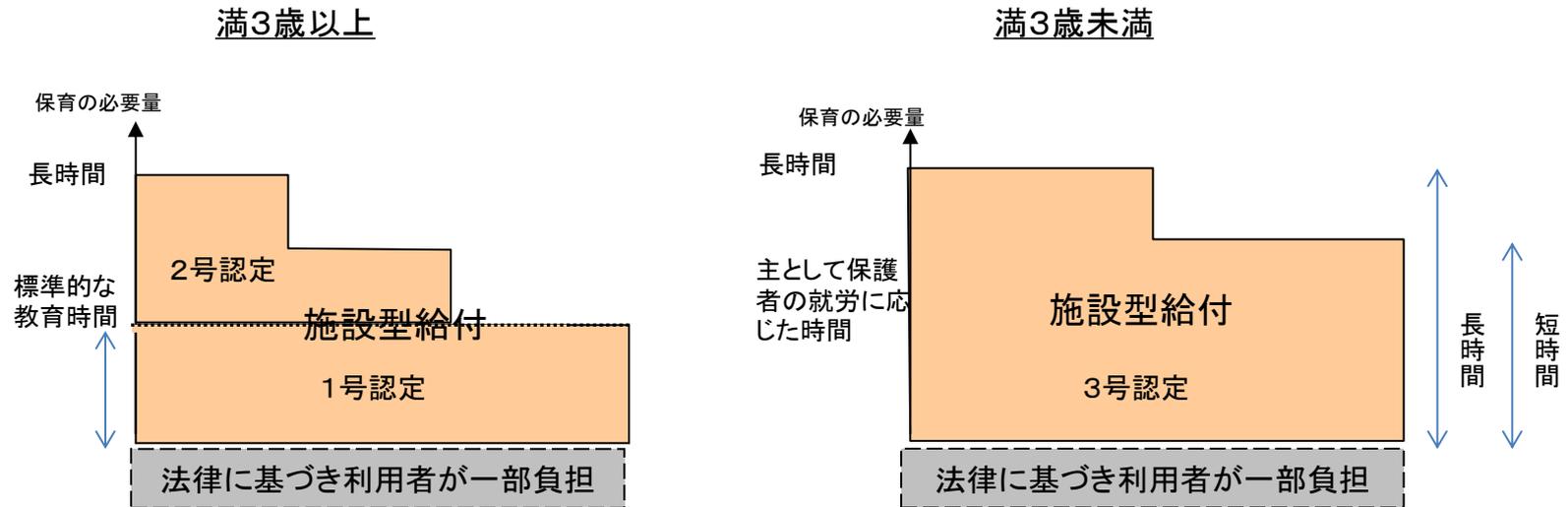
○地域型保育事業の創設:小規模の保育事業を市町村が認可

- ⇒ 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
19人以下の小規模な保育事業により機動的かつ多様な保育を提供
利用は保育所等と同じく市町村が保育認定(地域型保育給付を保障)

〈あきる野市の子ども・子育て支援資源〉

- 幼稚園(学校教育施設、預かり保育)、○保育所(児童福祉施設、幼児教育)
- 認定こども園(学校教育・児童福祉施設+子育て支援施設)
- 認証保育所(東京都が独自に認証した認可外保育施設)
- 家庭的保育(いわゆる保育ママ、3歳未満児を中心に5人まで保育)
- 事業所内保育施設、○認可外保育施設
- ファミリー・サポート・センター、○地域子育て支援センター(子育てひろば)
- その他(一時預かり、病後児保育、乳幼児ショートステイ、ほっとファミリーなど)

保育認定と施設型給付



〔保育認定〕

- 1号認定: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども(幼児教育を提供)
- 2号認定: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
- 3号認定: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

認定基準の基本: ①「事由」: 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由

②「区分」: 長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)

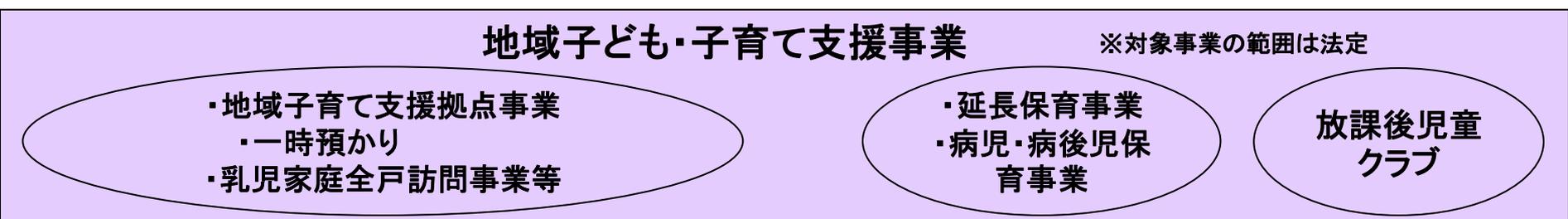
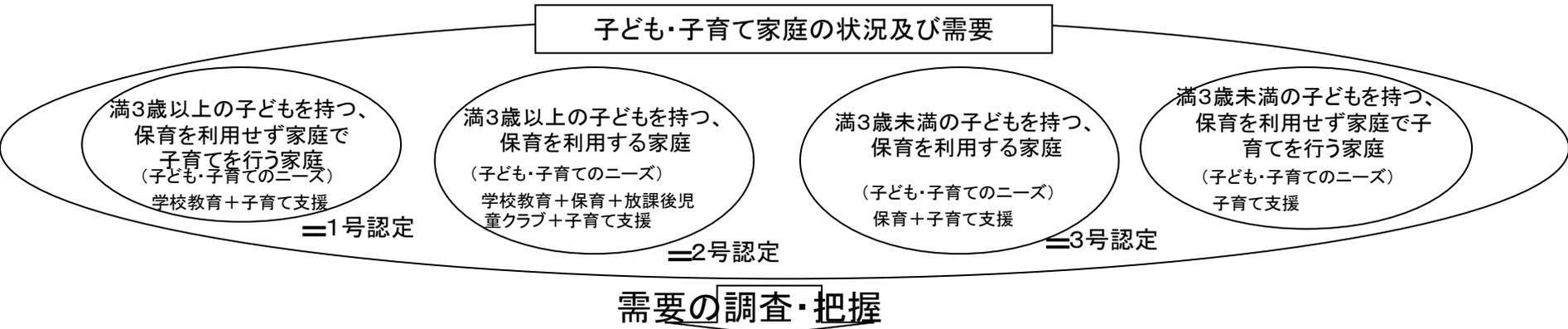
③「優先利用」: ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

*「長時間」は主としてフルタイム就労、「短時間」は主としてパート就労をイメージ

〔施設型給付〕

- それぞれの教育・保育時間に対応した個人給付
- 利用者の保育認定に対する個人給付を施設が法定代理受領(確実に幼児教育・保育に要する費用に充てる)

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの